

「公益活動等の義務化」 制度元年中間報告

2004年4月1日に、公益活動等の義務化を定めた「公益活動等に関する会規」が施行されて半年以上が経過した。委員会活動の活性化や当番弁護士の登録も増加している。

一方、公益活動の免除申請も相当件数あり、理由も多岐に亘っている。制度元年の振り返しにあたり、これまでの状況を報告する。

初年度の成果

不参加は30%から12%に減少 「委員会が活発化」の声も

「公益活動等に関する会規」は2004年4月1日に施行された。

施行前から会員に対する広報を続けてきた効果か、昨年度は「公益活動等」にまったく参加していない会員が約3割いたのに対し、今年度は11月末の段階で、総会員4696人中576人（約12%）となっている。義務化により、国選弁護士・当番弁護士・法律相談・委員会への登録者が増えたという数字的な成果はもちろんのこと、委員会への出席率が向上して委員会活動が活発化した、などの実感としての成果も聞こえてきているところである。

しかし、現段階で義務履行の意思（今年度の予定）が弁護士会にまで伝わってきていない方が依然として1割以上いる。これらの会員に対しては、間もなく、再度の「義務履行勧告」をすることになっている。

義務免除者

難しい免除事由の解釈 会規改正含め議論が必要

会規上、満70歳以上の会員は当然に義務が免除されることになっている。そして、本人からの申請に基づき免除されることになっているのは「病氣、出産その他これに準ずる理由により公益活動等を行なうことができず、又は著しく困難な者」（会規第3条2項1号）、

「留学、海外勤務その他の理由により国内に居住しない者」（同条項2号）で、2004年11月末の時点で119人が免除申請をしている。

申請を受けて、公益活動等運営特別委員会ではその適否を判断しているが、これまでのところ、免除事由に該当しないと判断して申請取下げをお願いしているケースもある。

そのほとんどは、会規の解釈適用が問題になるケースである。「公益活動等」に当たるのか（第2条1項各号ないし別表の該当性）、あるいは「その他会長が相当の理由があると認める者」（第3条2項4号）として免除されることになるか否かということである。悩ましいのは、自治体の法律相談、人権擁護委員、非常勤裁判官等であり、中には「自分は立派に『公益活動』をやっているのに、これを認めてもらえないのはおかしい」というクレームもきている。

当委員会では、この半年間議論を重ね、立法者意思を尊重した会規の解釈適用指針を決め、当面の運用に当たることにした。

ご承知のとおり、公益活動等義務化に関しては、2001年度の理事者の時に、「ポイント制&負担金制」を導入しようとして臨時総会を開いたものの、定足数が足りずに可決されなかったという経緯がある。この時、日の目を見なかった会規案は、本来の意味の「公益活動」を広くポイントの対象とし、複数の公益活動を積み上げることによって、10ポイントを獲得しなければならないこととされていた。

これに対し、幸か不幸か臨時総会が流れて、1年間の猶予ができた結果、さらに慎重な会内論議を経て、

昨年度の理事者が提案した会規案は、前年の案とはかなり異なったものとなった。つまり、①委員会活動、②弁護士会の法律相談活動、③国選弁護（国選付添）活動、④当番弁護（少年当番）活動、⑤法律扶助活動（会規第2条1項）という一部会員に負担が集中しがちな弁護士会の「コア（核）」の活動を広く会員間で分担しようという発想に立っているのである。上記の活動のうちどれか1つ分担すればよいという「低いハードル」にした代わりに、どんなに忙しくともどれか1つは担っていただきたい、ということである。

そのため、一般に「これは立派な公益活動だ」と思われるような活動であっても、必ずしも、本会規の「公益活動等」の対象とはなっていない。当委員会内部でも「公益活動」に対するイメージの相違により、さまざまな意見が出されたが、議論の末、会規施行1年目の今年度は、立法経過を踏まえた会規の解釈をしようという結論に達した。すなわち、「公益活動等」の範囲を解釈で広げることはせず、「その他会長が相当の理由があると認める者」として義務免除する場合も限定する。もしそれで不都合があるなら、それは会内手続を経て会規を改正するという正攻法で解決していこうという考え方である。

例えば、国会議員は実際には弁護士活動をする暇はないであろうが、兼職が禁止されているわけではないので、物理的な忙しさのために義務履行ができない場合、負担金5万円を納めることになる。一方、法律上兼職が禁止されている任期付き公務員については、「その他会長が相当の理由があると認める者」として免除しようという方向を定めた。

来年度以降、会規改正に向けた検討の必要性があると考えられるのは、以下のような類型である。

- ①職務専念義務が課されているために法的に会務活動に従事できない場合
- ②公益的な職務にフルタイムで就いているため会務活動を行なう物理的な時間がとれない場合
- ③弁護士会が人事推薦した職務で、公益性があると認められる活動を行なっている場合
- ④その他、会務又はそれに準ずる職務に従事している場合

いずれにしても、どこで線を引くかは難しい。職務の公益性と時間的制約、報酬の多寡等を勘案して基準

を作っていく作業が必要となろうが、何をもって「公益性あり」と言えるか、大方の一致点を見つける必要がある。会規改正の必要性を含めた会内での議論をお願いしたい。

納付金負担者

申し出は11月末で94件 納付後の返還制度はないので注意

これまでのところ、義務履行に代えて負担金を納めたいという会員の申し出は、2004年11月末時点で94件に上る。

会員課には、負担金を受領する仕組みが整う前から「負担金を納めたい」という申し出があった。年度末まで義務履行の可能性があるにもかかわらず、早々に納めたいという方からも受け取ることにしているが、会計事務手続の煩雑さから、いったん納付されたものは、後に義務を履行してもお返ししないこととしているので、ご注意願いたい。

今後の予定

国選弁護人名簿は随時登録が可能 人権課へ相談を

前述のとおり、現段階で義務履行の意思を示しておられない会員に対しては、今後、履行勧告をしていくが、義務履行の意思を示しておられる約9割の方の中でも、年度末が近づくとつれ、「履行する予定であったが予定が狂った」という事態も生じてくると思われる。例えば、委員会活動は年4回出席しなければ義務履行にはならないが、すでにそれが不可能になってしまった、という方もおられよう。

当番弁護士や法律相談はすでに半年先までのローテーションが決まってしまうので、年度末に急遽担当していただくということは困難だが、国選事件「滞留事件」はいつでもたくさん（！）あるので、人権課へご相談ください。

（公益活動等運営特別委員会副委員長 川村 百合）

■公益活動等への参加についての問い合わせ先
会員課 TEL.03-3581-2203